土佐清水市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，土佐清水市補助金交付規則（平成22年３月30日規則第11号）の規定に基づき，土佐清水市木造住宅耐震改修工事費等補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し，必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　この要綱は，土佐清水市における既存木造住宅の耐震改修の促進を図ることにより，地震発生時の倒壊等による被害を軽減することを目的として，住宅耐震診断を行った既存建築物の耐震改修設計又は耐震改修工事を行う者に対し，予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（用語の定義）

第３条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）既存木造住宅　昭和56年５月31日以前に建築された木造住宅（在来軸組構法又は伝統構法の戸建て，長屋，併用住宅又は共同住宅で貸家を含む。）又は工事に着手したものであること。丸太組工法や大臣等の特別な認定を受けた工法によって建築されたものでないこと。

（２）耐震診断士　高知県木造住宅耐震診断士登録制度要綱に基づき登録された建築士をいう。

（３）登録設計事務所　高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱に基づき登録された建築士事務所をいう。

（４）登録工務店　高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱に基づき登録された工務店をいう。

（５）住宅耐震診断　改定版高知県木造住宅耐震診断マニュアル（平成19年３月制定，以下「耐震診断マニュアル」という。）に基づき耐震診断士が実施する耐震診断をいう。

（６）耐震改修計画作成　地震に対する安全性の向上を目的として登録設計事務所に所属する耐震診断士が耐震改修工事を実施する補強工事の設計図書（計画書，積算見積書を含む。）の作成をいう。

（７）耐震改修工事　地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事をいう。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は，次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

（１）現に居住の用に供している土佐清水市内の既存木造住宅の所有者及び占有者であること。ただし，当該所有者と親子関係にある者等市長が特に必要と認めるものについては，この限りでない。

（２）市税等及び高知県税を滞納していない者であること。

（３）土佐清水市暴力団排除条例（平成22年12月24日条例第31号）第２条第１号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

（補助対象事業）

第５条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は，補助対象者が行う市内の既存木造住宅の耐震改修設計及び耐震改修工事で別表第1に定める補助要件を満たすものとする

（補助対象経費及び補助金額等）

第６条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額等は，別表第1に定めるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は，当該交付を受けようとする事業の着手前に，区分に応じて，土佐清水市耐震改修設計費補助金交付申請書（様式１号），土佐清水市耐震改修工事費補助金交付申請書（様式第２号）に，次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）耐震改修設計にあっては次に掲げる書類

ア　耐震診断報告書（写し）

イ　耐震改修設計見積書

ウ　誓約書（当該建築物の所有者と占有者が異なる場合）（様式第３号）

エ　高知県税の滞納していないことを証明する書類

オ　その他市長が必要と認める書類

（２）耐震改修工事にあっては次に掲げる書類

ア　耐震改修工事後の想定耐震診断報告書（写し）

イ　誓約書（当該建築物の所有者と占有者が異なる場合）（様式第３号）

ウ　改修計画書（様式第４号）

エ　耐震改修設計図書（写し）

オ　耐震改修工事費見積内訳書

カ　高知県税の滞納していないことを証明する書類

キ　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第８条　市長は，前条の申請があったときは，その内容を審査し，補助金の交付が適当と認めたときは区分に応じて，土佐清水市耐震改修（設計・工事）費補助金交付決定通知書（様式第５号）により，交付決定の旨を申請者に通知するものとする。

２　市長は，前項の規定による審査の結果，補助対象としないときは，区分に応じて土佐清水市耐震改修（設計・工事）費補助金不交付決定通知書（様式第６号）により，不交付決定の旨を申請

者に通知するものとする。

３　市長は，第１項の規定により補助金の交付を決定する場合において，必要があると認めるときは，申請者に対し条件を付することができるものとする。

（補助事業の内容の変更等）

第９条　前条第1項の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は，補助事業の内容を変更する場合等は，土佐清水市耐震改修（設計・工事）費補助金交付変更申請書（様式第７号）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし，事業費の３０パーセント以内の増減であって，かつ補助金額に変更を及ぼさない軽微な変更は，この限りではない。

２　市長は，前項の規定による申請を受けた場合は，その変更内容を審査し，適当と認めるときは，土佐清水市耐震改修（設計・工事）費補助金変更決定通知書（様式第８号）により補助事業者に通知するものとする。

（完了実績報告）

第10条　補助事業者は，補助事業が完了したときは，土佐清水市耐震改修設計費補助金完了実績報告書（様式第９号），土佐清水市耐震改修工事費補助金完了実績報告書（様式第10号）にその補助金の区分に応じて次に掲げる書類を添えて，市長に報告しなければならない。

（１）耐震改修設計にあっては次に掲げる書類

ア　耐震改修工事後の想定耐震診断報告書（写し）（選任した耐震診断士が作成したもの）

イ　耐震改修設計図書（写し）

ウ　耐震改修設計契約書（写し）

エ　耐震改修設計代金領収書（写し）

（代理受領制度を活用する場合は補助金額を差し引いた領収書（写し））

オ　耐震改修設計費内訳明細書等（写し）

カ　その他市長が必要と認める書類

（２）耐震改修工事にあっては次に掲げる書類

ア　耐震改修工事竣工図（改修内容の記載されたもの）

イ　耐震改修工事写真（補強箇所の耐震改修工事補強内容等が確認できるもの）

ウ　耐震改修工事後の耐震診断報告書（写し）

エ　耐震改修工事請負契約書（写し）

オ　耐震改修設計代金領収書（写し）

（代理受領制度を活用する場合は補助金額を差し引いた領収書（写し））

カ　耐震改修設工事費内訳明細書等（写し）

キ　その他市長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第11条　市長は，前条の報告があった場合は，速やかにその内容を審査し，補助事業の成果が当該補助事業の内容に適合すると認めたときは，土佐清水市耐震改修（設計・工事）費補助金確定通知

書（様式第11号）により，補助事業者に補助金確定の旨を通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第12条　前条の規定により，補助金確定の通知を受けた者は，土佐清水市耐震改修（設計・工事）費補助金交付請求書（様式第12号）により，市長に補助金の支払いを請求するものとする。

２　代理請求及び代理受領を行う場合は，土佐清水市耐震改修（設計・工事）費補助金交付請求書（様式第12号）と代理請求及び代理受領委任状（様式第13号）を提出しなければならない。

３　市長は，第１項又は，第２項の規定による請求があったときは，補助金を支払うものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第13条　市長は，補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは，補助金の交付決定の全部又は一部を取消すことができる。

（１）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

（３）補助事業の実施方法が不適当と認められるとき。

（４）補助事業を中止又は廃止したとき。

（５）前各号に掲げるもののほか，補助金の交付決定の内容，その他法令又はこの要綱に違反したとき。

２　市長は，前項の規定による取消しをしたときは，土佐清水市耐震改修（設計・工事）費補助金交付決定取消通知書（様式第15号）により，補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条　市長は，前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において，既に補助金が支払われているときは，期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

（適用除外）

第15条　市長は，次の各号のいずれかに該当する木造住宅の耐震改修設計又は耐震改修工事に係る補助金を交付しない。

（１）国，地方公共団体その他の公共団体が所有している又は販売を目的とする木造住宅の耐震設計又は耐震改修工事

（２）過去にこの要綱に規定する補助金の交付の対象となった木造住宅の耐震設計又は耐震改修工事

（３）他の補助金制度による補助金その他これに準ずるものの交付の対象となる木造住宅の耐震設計又は耐震改修工事

（現場検査等）

第16条　市長は，補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において，補助事業者に対し，

書類の提出若しくは報告を求め，又は必要な調査若しくは現場検査をすることができる。
２　現場検査をするときは，補助事業者は登録工務店に所属又は連携する耐震診断士若しくは選任した耐震診断士を調査に立ち会わせなければならない。

（整備保管）
第17条　補助事業者は，補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに，補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。

（耐震改修工事の証明）
第18条　補助決定者は事業が完了し，租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2第1項に規定する所得税の特別控除を受けようとするとき，又は地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9第1項に規定する固定資産税の軽減措置を受けようとするときは，国土交通省が示す住宅耐震改修証明申請書により市長に申請しなければならない。
2　市長は，前項の申請書に記載された内容を審査し，適当と認めたときは，これを証明するものとする。

（その他）
第19条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は，公布の日から施行し，平成20年１月10日から適用する。
（廃止）
２　この要綱の制定に伴い，土佐清水市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成18年４月１日制定）は廃止する。
（経過措置）
３　平成19年９月30日以前に高知県木造住宅耐震診断マニュアルにより行われた耐震診断は，この要綱第２条第５に規定する住宅耐震診断とみなすことができる。この場合，報告書の総合評点を上部構造評点のうち最小の値と読み替えるものとする。

附　則
この要綱は，公布の日から施行する。
附　則
この要綱は，平成22年12月15日から施行する。
附　則
この要綱は，公布の日から施行し，平成23年４月１日から適用する。
附　則
この要綱は，公布の日から施行し，平成23年12月１日から適用する。
附　則

この要綱は，平成26年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成26年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成27年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成27年７月15日から施行する。

附　則

この要綱は，平成28年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成29年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成30年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成31年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和３年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和６年４月１日から施行する。

別表１（第５条関係）

<table>
<tr><th>区　分</th><th>耐震改修設計</th><th>耐震改修工事</th></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td>既存木造住宅の所有者が登録設計事務所に依頼して行った耐震改修設計に要した経費</td><td>既存木造住宅の所有者が登録工務店に依頼して行った耐震改修工事に要した経費</td></tr>
<tr><td rowspan="3">補助要件</td><td rowspan="2">・耐震改修設計を登録設計事務所が実施するものであること。</td><td>・耐震改修工事を登録工務店が実施するものであること。</td></tr>
<tr><td>住宅所有者が耐震改修工事の現場確認等を実施する耐震診断士を選任するものであること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">・住宅耐震診断の結果，上部構造評点のうち最小の値（以下「評点」という。）が１．０未満と診断された住宅に係るものであること。
・財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度を取得したコンピュータソフトの精密診断法により診断し，改修後の評点が１．０以上となるもの，又は高知県が別に定める基準以上となるものであること。
・対象となる既存木造住宅に，明らかな法令違反がないこと。ただし，耐震改修工事に伴い，法令違反を是正する場合を除く。</td></tr>
<tr><td>補助率</td><td>補助対象経費の１０割とし，補助限度額がある。</td><td>補助対象経費の１０割とし，補助限度額がある。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">補助金額</td><td>300,000円/戸を限度とする。</td><td>1,250,000円／戸を限度額とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">１棟あたりの補助金の額に1,000円未満の端数があるときは，これを切り捨てるものとする。</td></tr>
</table>

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

土佐清水市長　　様

住所
申請者　　氏名

電話番号

土佐清水市耐震改修設計費補助金交付申請書

土佐清水市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱第７条の規定に基づき，補助金の交付を受けたいので，関係書類を添え，下記のとおり申請します。

この申請書並びに添付書類に記載された内容について，この手続における必要な関係資料（市税等の完納状況）を調査すること及び個人が特定できない範囲で耐震対策関連事業の普及，及び啓発目的で利用することに同意します。

記

耐震改修設計住宅所在地	土佐清水市
耐震診断受診年度・家屋番号	年度
計画を作成する耐震診断士	登録番号　　氏名
改修設計着手予定日	年　　月　　日
改修設計完了予定日	年　　月　　日
耐震改修設計費	円
補助金交付申請額	円

添付書類

ア　耐震診断報告書（写し）

イ　耐震改修設計見積書（内訳が分かるもの）

ウ　誓約書（当該建築物の所有者と占有者が異なる場合）（様式第３号）

エ　高知県税の滞納していないことを証明する書類

様式第２号（第７条関係）

年　　月　　日

土佐清水市長　　様

住所
申請者　　氏名
電話番号
（法人にあっては，名称及び代表者の職・氏名）

土佐清水市耐震改修工事費補助金交付申請書

土佐清水市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱第７条の規定に基づき，補助金の交付を受けたいので，関係書類を添え，下記のとおり申請します。

この申請書並びに添付書類に記載された内容について，この手続における必要な関係資料（市税等の完納状況）を調査すること及び個人が特定できない範囲で耐震対策関連事業の普及，及び啓発目的で利用することに同意します。

記

耐震改修住宅所在地	土佐清水市
耐震改修設計実施年度	年度
計画を作成した耐震診断士	登録番号　　氏名
改修工事着手予定日	年　　月　　日
改修工事完了予定日	年　　月　　日
耐震改修工事費	円
補助金交付申請額	円

添付書類

ア　耐震改修工事後の想定耐震診断報告書(写し)
イ　誓約書（当該建築物の所有者と占有者が異なる場合）（様式第３号）
ウ　改修計画書（様式第４号）
エ　位置図，配置図，平面図等
オ　耐震改修工事費見積内訳書
カ　高知県税の滞納していないことを証明する書類

様式第３号（第７条関係）

年　　月　　日

誓　約　書

住所
申請者　氏名　　印
電話番号
（法人にあっては，名称及び代表者の職・氏名）

下記の建築物の耐震設計並びに耐震工事を実施することについて，建物所有者及び占有者で協議を行い，実施しております。下記物件に係る紛争等が生じた場合，責任を持って解決し，土佐清水市に対して一切の損害を与えないことを誓約します。

建築物所在地　　土佐清水市

〇建物所有者

氏名

〇建物占有者

氏名

様式第４号（第７条関係）

改修計画書

<table>
<tr><td colspan="2">申請者氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">改修計画作成者
（登録設計事務所）</td><td colspan="3">登録事業者名：
所　　在　　地：
耐震診断士氏名：
連　　絡　　先：</td></tr>
<tr><td colspan="2">施　工　者
（登録工務店）</td><td colspan="3">登録事業者名：
所　　在　　地：
耐震診断士氏名：
連　　絡　　先：</td></tr>
<tr><td rowspan="2">診断時</td><td>上部構造評点のうち最小の値</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">耐震改修計画の内容</td><td>上部構造評点のうち最小の値</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>地盤・基礎に関する措置</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>建物上部構造に関する措置</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>老朽度・その他に関する措置</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">改修工事費用
（予定）
（単位：千円）</td><td>総額
（A＋B）</td><td>補助対象工事費
（A）</td><td>補助対象外工事費
（B）</td></tr>
<tr><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
</table>

様式第５号（第8条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

土佐清水市長

土佐清水市耐震改修（設計・工事）費補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで交付申請のありました，土佐清水市耐震改修（設計・工事）費補助金については，土佐清水市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱第８条第１項の規定により下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1　交付決定金額　　金　　円

2　交付決定の条件
（1）土佐清水市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱を遵守すること。
（2）この補助事業については，市職員が調査し，又は監査委員が監査することがある。

様式第６号（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

土佐清水市長

耐震改修（設計・工事）費補助事業不交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった耐震改修（設計・工事）費補助事業交付申請について，下記の理由により補助金の交付に該当しないため，土佐清水市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱第８条第２項の規定により通知します。

記

補助金の交付に該当しない理由

様式第７号（第９条関係）

年　　月　　日

土佐清水市長　　様

住所
申請者　　氏名
電話番号
（法人にあっては，名称及び代表者の職・氏名）

土佐清水市耐震改修（設計・工事）費補助金変更申請書

　　年　　月　　日付け　　第　　号により交付決定を受けた土佐清水市木造住宅耐震改修（設計・工事）費補助金について，下記のとおり事業内容の（変更・中止）をしたいので，土佐清水市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱第９条第１項の規定により変更等の承認を申請します。

記

１　変更等の内容

２　変更等の理由

様式第８号（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

土佐清水市長

土佐清水市耐震改修（設計・工事）費補助金変更決定通知書

年　　月　　日付けで変更申請がありました土佐清水市耐震改修（設計・工事）費補助金については，下記のとおり変更決定したので，土佐清水市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱第９条第２項の規定により通知します。

記

１　変更前の内容

２　変更後の内容

様式第９号（第10条関係）

年　　月　　日

土佐清水市長　　様

住所
申請者　　氏名
電話番号
（法人にあっては，名称及び代表者の職・氏名）

土佐清水市耐震改修設計費補助金完了実績報告書

年　　月　　日付け　　第　　号により交付決定を受けた土佐清水市木造住宅耐震改修設計費補助金について，補助事業が完了したので，土佐清水市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱第10条の規定により，下記のとおり報告します。

記

１　実績額　　金　　円

２　事業完了年月日　　年　　月　　日

３　添付書類

（１）耐震改修工事後の想定耐震診断報告書（写し）
（２）耐震改修設計図書（写し）
（３）耐震改修設計契約書（写し）
（４）耐震改修設計代金領収書（写し）
（代理受領制度を活用する場合は補助金額を差し引いた領収書（写し））
（５）耐震改修設計費内訳明細書等（写し）
（６）その他市長が必要と認める書類

様式第10号（第10条関係）

年　　月　　日

土佐清水市長　　様

住所
申請者　　氏名
電話番号
（法人にあっては，名称及び代表者の職・氏名）

土佐清水市耐震改修工事費補助金完了実績報告書

　　年　　月　　日付け　　第　　号により交付決定を受けた土佐清水市木造住宅耐震改修工事費補助金について，補助事業が完了したので，土佐清水市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱第10条の規定により，下記のとおり報告します。

記

１　実績額　　金　　円

２　事業完了年月日　　年　　月　　日

３　添付書類

（１）耐震改修工事竣工図（改修内容の記載されたもの）
（２）耐震改修工事写真（耐震改修工事内容が確認できるもの）
（３）耐震改修工事後の耐震診断報告書（写し）
（４）耐震改修工事請負契約書（写し）
（５）耐震改修工事代金領収書（写し）
　（代理受領制度を活用する場合は補助金額を差し引いた領収書（写し））
（６）耐震改修工事費内訳明細書等（写し）
（７）その他市長が必要と認める書類

様式第11号（第11条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

土佐清水市長

耐震改修（設計・工事）費補助金額確定通知書

年　　月　　日付けで完了実績報告のありました土佐清水市木造住宅耐震改修（設計・工事）費補助金については，検査の結果，申請の工事の内容に適合しているので，土佐清水市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

補助金額（確定）　　金　　円

様式第12号（第12条関係）

年　　月　　日

土佐清水市長　　様

住　　所

氏　　名　　印

電話番号

土佐清水市耐震改修（設計・工事）費補助金交付請求書

年　　月　　日付け　　第　　号で確定通知を受けた土佐清水市耐震改修（設計・工事）費補助金について，土佐清水市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱第12条第１項の規定により，下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額　金　　円

※上記補助金は次の金融機関の口座に振り込んでください。

1	フ　リ　ガ　ナ		
	口　座　名　義		
2	金融機関名及び支店名		
3	口座の種類及び番号	普通　・　当座	No.

〇代理請求及び代理受領を活用する場合は,受任者が申請してください。
〇法人が申請する場合は, 氏名の欄に会社名と代表者名を記入してください。

様式第13号（第12条関係）

年　　月　　日

土佐清水市長　　様

代理請求及び代理受領委任状

私は，　　年　　月　　日付け　　第　　号で土佐清水市耐震改修（設計・工事）費補助金の確定通知を受けた補助金（金　　円）にかかる請求及び受領について次のとおり委任します。

記

委任者（補助金申請者）

住　　所

氏　　名　　印

上記の権限の委任を受けることを承諾します。

受任者（耐震改修設計又は耐震改修工事を行った事業者）

住　　所

会 社 名　　印

代表者名

様式第14号（第13条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

土佐清水市長

土佐清水市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付決定取消通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定した木造住宅耐震改修工事費等補助金については，次のとおり交付決定の取消しをしたので土佐清水市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

１　補助対象区分

２　補助金交付決定額　　金　　円

３　補助金交付決定取消額　　金　　円

４　取消し理由